

全天候型屋内遊び場施設整備事業に係る基本計画及び 基本設計策定業務委託 業務仕様書

1 業務名称

全天候型屋内遊び場施設整備事業に係る基本計画及び基本設計策定業務委託

2 業務目的

関市では、未来を創ることもたちのための事業として、子どもが安全に遊ぶことができ、想像力や好奇心、運動能力といった健やかな成長に必要となる様々な力を育むとともに、多世代の交流が進み、愛着をもつことのできる屋内遊び場施設の整備を検討している。

本業務では、国内の類似施設の調査を行い、整備候補地に適した整備の検討を進めると共に、施設の方向性、空間イメージの検討を進め、全天候型屋内遊び場施設の整備に向けた調査、基本計画及び基本設計を策定することを目的とする。

3 対象施設

わかくさ・プラザ 総合福祉会館 1階及び2階各階の一部（関市若草通2丁目1番地）

※別添「整備図面」参照

4 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

5 業務内容

（1）基本計画の策定

本屋内遊び場施設の整備に係る基本計画及び基本設計を策定する。基本計画の内容には、市民ワークショップの内容を反映させるとともに、以下の項目を盛り込むこと。

①事例調査

- ・子どもの屋内の遊び場施設（子ども未来館等）等、類似施設の事例調査
- ・類似施設における基本情報の整理

②基本的な考え方の整理、検討

- ・基本理念、施設の位置付けの検討
- ・施設利用者に配慮した必要な機能の検討

③整備候補地の現状把握

- ・整備候補地の現況調査、現場確認
- ・課題や前提条件の把握
- ・施設管理者等へのヒアリング

④屋内遊び場施設に関する検討

- ・コンセプトの立案

- ・体験ストーリーの作成
- ・体験手法の検討
- ・平面プラン、ゾーニングの検討
- ・健やかな成長につながる手法の検討
- ・当市の特徴を学び、愛着心につながるための独自性がある手法の検討
- ・当該施設利用者（乳幼児から高校生年代、高齢者・障がい者等）も等しく楽しむことができる手法の検討
- ・託児スペースの検討

⑤市民意見やニーズの反映に向けた検討

- ・本施設への要望や市民の意見を取り入れ、市民とともに創る過程を踏まえた取組を行うこと
 - ア 市民ワークショップへの参加（3回程度）
 - イ 市民ワークショップ用資料の作成
 - ウ 市民ワークショップ内容の効果的な情報発信
 - エ 市民ワークショップの実施結果報告書の作成
- ・基本計画への上記内容の反映

⑥事業費の算出及び工程表の作成（想定事業費 500,000,000 円程度）

- ・施設整備全体の事業費の算出
- ・物価上昇を見据えた事業費の検討
- ・令和8年度以降の設計、工事、遊具製作における工程表の作成

⑦その他の業務

- ・定期的な市担当課との打合せ
- ・打合せ資料の作成

（2）基本設計の策定

- ①建築基本設計
- ②遊具基本設計
- ③電気・機械設備基本設計
- ④工事費概算書の作成
- ⑤整備に向けた課題の検討
- ⑥イメージ図作成

6 成果品

本業務で検討した内容を報告書等としてとりまとめ、成果品を提出すること。ただし、市民ワークショップ関連の成果品については、発注者が必要なタイミングで納品すること。

- （1）基本計画（概要版）
- （2）基本計画書
- （3）整備事業費算出資料
- （4）基本設計説明書

- (5) 工程表
- (6) 打ち合わせ記録
- (7) 成果品一式の電子データ (CD-R 又は DVD-R) 1 式
- (8) その他
 - ・その他本業務で得られた資料 1 式
 - ・その他監督員が指示するもの 1 式

7 納入場所

関市役所健康福祉部子ども家庭課（関市若草通 3 丁目 1 番地）

8 その他

- (1) 業務の指示および監督

業務の遂行にあたり、本仕様書のほか、建築基準法など関連法規を遵守するとともに本市担当者と常に密な連絡をとりその指示に従わなくてはならない。また業務の進行状況にあわせて、現状の報告ならびに課題などを報告するものとする。

- (2) 資料の貸与

計画にあたり必要な資料は市より貸与する。ただし貸与する資料については、取り扱いに十分注意するとともに、破損・紛失などの重大な過失が生じた場合は受託者がその責任を負うものとする。

- (3) ユニバーサルデザインの採用

乳幼児、障がい者や高齢者の利用に配慮して、ユニバーサルデザインを採用するものとする。

- (4) 既設機器の再利用

既設の照明・空調機等の再利用を検討するものとする。

- (5) 秘密保持

本業務の実施により知り得た機密及び行政事務などで一般に公開されていない事項を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。なお本事項は、本契約が終了または解除された後においても同様とする。

- (6) 成果品

受託者は、業務完了後、受託者の過失又は粗漏に起因する成果品の不良個所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受託者の負担において実施しなければならない。

- (7) 諸権利

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

- (8) 協議事項

その他、この仕様書の定めにない事項については、市と協議の上決定するものとする。